

北本市市長と語る会実施要綱

平成28年10月11日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民等に対して市政への参加の機会を付与し、市民等の少数人数で構成された団体又はグループが、市長と懇談する市長と語る会（以下「語る会」という。）を実施することにより、市民等の市政への参加を促進し、公正な市政の執行と市政に対する市民等の信頼を確保し、市と市民等との協働によるまちづくりの関係を構築することを目的とする。

(対象及び参加者等)

第2条 語る会の実施の対象となるものは、市内に在住、在勤又は在学する者5人以上で構成された団体又はグループ（以下「団体等」という。）とする。

2 参加者は、前項に規定する団体等の13歳以上の構成員とする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者及び北本市職員は除く。

3 1回当たりの参加者の定員は、原則として、30人以内とする。

4 予め団体等が第三者の傍聴を認めた場合の傍聴人の定員は、原則として、先着10人以内とする。

5 傍聴人は、語る会の開会前に集まり、予め指定された席につき、発言は慎まなければならない。また、やむを得ない場合を除き、傍聴人は語る会の開会中、室内外の出入りをしてはならない。

6 傍聴人に対しては、原則として、資料等の配布はしないものとする。

(実施する日、時間及び場所)

第3条 語る会を実施する日は、原則として、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日

(2) 12月29日から1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 実施する場所が休館日等により使用することができない日

2 語る会を実施する時間は、午前9時から午後7時30分までの間の90分以内とする。ただし、実施する日が土曜日又は日曜日の場合は、午前10時から午後5時までの間の90分以内とする。

3 語る会を実施する場所は、別に定める場合を除くほか、公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第10章に掲げる施設をいう。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。（実施の申込み）

第4条 語る会に参加しようとする団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、実施を希望する日（代表者が希望する第1番目の日をいう。）の2月前までに市長と語る会申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、同一の団体等が実施の申込みをする場合は、原則として、年に1回の申込みを限度とする。

2 代表者は、語る会の申込みにあたり、事前にテーマ及び具体的な内容について明らかにしなければならない。この場合において、そのテーマ及び具体的な内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、語る会は実施しないものとする。

(1) 政治若しくは宗教又は営利に係わる活動を目的としているとき

(2) 単なる要望、苦情等の行政相談

(3) 特定の個人又は団体の権利又は利益に関する事項であると判断されるとき

(4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき

（実施の決定及び通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、代表者が希望する日を考慮してその内容を審査し、実施の可否を決定し、市長と語る会決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（実施の変更）

第6条 前条の規定による決定を受けた代表者（以下「決定者」という。）が、決定事項を変更しようとするときは、速やかに市長と語る会変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、実施を変更することができる。

3 市長は、実施場所等、管理上必要がある場合は、実施条件を変更することができる。

(決定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定により、決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことができるものとし、市長と語る会取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(1) 第4条第2項の各号に該当するとき

(2) 第2条に係る要件に該当しなくなったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が決定を取り消すことを必要と認めるとき

(実施の中止)

第8条 市長は、語る会を実施中、継続が不可能又は困難となった場合は、語る会を中止することができる。

(費用)

第9条 実施に要する費用は、無料とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成29年4月20日)

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

市長と語る会申込書

平成 年 月 日

（宛先）北本市長

団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

次のとおり、市長と語る会を申し込みます。

希望日時 (90分以内)	第1希望 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分 第2希望 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分 第3希望 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分		
テーマ及び 内容概要			
確認事項	<input type="checkbox"/> 公職選挙法第3条に規定する公職にある者又は北本市職員ではない <input type="checkbox"/> 政治、宗教、営利に係る活動ではない <input type="checkbox"/> 単なる要望や苦情などの行政相談ではない <input type="checkbox"/> 特定の個人又は団体の権利に関する事項ではない ※すべての項目にチェックが入る必要があります。		
希望場所 (○で囲んで ください)	市役所庁舎 文化センター(中央公民館) 南部公民館 東部公民館 西部公民館	北部公民館 中丸公民館 勤労福祉センター コミュニティセンター 学習センター	駅西ロビル 野外活動センター 体育センター その他 ()
参加予定人数	人 (原則30人以内)		
傍聴者の設定	あり ・ なし	傍聴者の人数 (10人以内)	人
備 考			

(問合せ：秘書広報課広報広聴係 TEL 591-1111 内線2226・2227)

様式第2号（第5条関係）

市長と語る会決定通知書

平成 年 月 日

団体名

代表者名

様

北本市長

平成 年 月 日付けで申込みのありました市長と語る会について、
次のとおり承認・不承認と決定をしましたので通知します。

日 時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
テ ー マ	
参 加 者 (傍 聴 人)	人 (傍聴者の設定 あり・なし 人)
実施しない 理由	

◇当日は、会場設営等御協力いただきますようお願いいたします。

◇日程等に不都合が生じた場合は早急に御連絡ください。

◇緊急の際、日程が変更になる場合があります。

(問合せ：秘書広報課広報広聴係 TEL 591-1111 内線 2226・2227)

様式第3号（第6条関係）

市長と語る会変更申請書

平成 年 月 日

（宛先）北本市長

団体名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

平成 年 月 日付けで決定のありました市長と語る会について、
次のとおり変更したいので申請します。

1 変更理由

2 変更内容

変 更 後	変 更 後

様式第4号（第7条関係）

市長と語る会取消通知書

平成 年 月 日

団体名

代表者名

様

北本市長

平成 年 月 日付けで変更申請のありました市長と語る会について、次の理由により取り消しましたので通知します。

1 理由